

## 薬剤耐性菌に係る意見聴取要請及び審議状況（令和元年 11 月 29 日現在）

## I. 食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づく案件

承認又は再審査	案件	申請受理日	審議状況	重要度ランク
再審査	アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（注射用ピクシリン）	2004 年 10 月 29 日	審議予定（農水省で資料準備中）	II
再審査	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバシット注射液）	2004 年 10 月 29 日	審議予定（農水省で資料準備中）	II
再審査	ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミン S（静注用））	2005 年 8 月 5 日	審議予定（農水省で資料準備中）	II
再審査	バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤（エコノア 1%プレミックス及び同 10%プレミックス）	2018 年 7 月 4 日	審議予定（農水省で資料準備中）	ランク外
再審査	アモキシシリン水和物を有効成分とする牛及び豚の注射剤（アモスタック LA 注）	2019 年 2 月 27 日	審議予定（農水省で資料準備中）	II
再審査	スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤（動物用シノラル液）	2005 年 8 月 5 日	（スルファミド 系統として審議予定（食安委で資料確認中））※1	II
再審査	オキシテトラサイクリン塩酸塩を有効成分とするふぐ目魚類の飼料添加剤（水産用テラマイシン散他 12 剤）	2017 年 9 月 6 日	（養殖水産動物として審議中）※1	III

※1 系統は下記 II の案件とともに評価

## II. 食品安全基本法第 24 条第 3 項の規定に基づく案件（平成 15 年 12 月 8 日申請受理）

案件	審議状況	重要度ランク
【飼料添加物】飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 2 条第 3 項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌について		
亜鉛バシトラシン	審議予定（食安委で資料確認中）	III
ビコザマイシン	審議中	ランク外
スルファキノキサリン	スルファミド 系統として審議予定（食安委で資料確認中）	III
ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	審議中	ランク外
【動物用医薬品】薬事法第 14 条第 1 項（第 23 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法又は獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について		
テトラサイクリン系抗生物質	養殖水産動物として審議中	III
マクロライド系抗生物質	養殖水産動物として審議中	II(14 員環)
安息香酸ビコザマイシン	審議中	ランク外
ビコザマイシン	審議中	ランク外
スルフォアミド系合成抗菌剤	スルファミド 系統として審議予定（食安委で資料確認中） 養殖水産動物として審議中	III